

改正

平成 28 年 3 月 31 日規則第 49 号

はこだてキッズプラザ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、はこだてキッズプラザ条例（平成 27 年函館市条例第 62 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第 2 条 はこだてキッズプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(1) 1 月 1 日および 12 月 31 日

(2) 各月の第 2 水曜日

(使用許可の申請)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(使用の許可等)

第 4 条 市長は、前条の申請があった場合において、使用を許可したときは、別記第 2 号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、使用を許可しないときは別記第 3 号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第 5 条 前条の許可書の交付を受けた者は、プラザの係員からの求めに応じ、当該許可書を提示しなければならない。

(入場券)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する入場料（3 箇月券および 6 箇月券の入場料を除く。）を納めた者に対しては、発行日当日限り有効の入場券（共通利用券を含む。）を交付する。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第5号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(入館者の遵守事項)

第8条 プラザに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、または飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) プラザの清潔を保つこと。
- (8) その他プラザの係員の指示に従うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第9条 指定管理者に条例第14条第2項の業務を行わせる場合における第3条および第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第49号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者 氏名
電話 局 番

次のとおりはこだてキッズプラザの託児施設を使用したいので申請します。

使用目的			
使用予定期間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
対象児童	氏名	生年月日	申請者との続柄
迎えに来る方	氏名	対象児童との続柄	電話番号
迎えに来た方		本人確認	運転免許証, 健康保険証 その他 ()
使用期間	時 分から 時 分まで (時間 分)		

注 1 太線内は、記入しないでください。

2 迎えに来る方欄は、申請者以外の者が迎えに来る場合に記入してください。

別記第2号様式（第4条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用許可書

許可番号 第 号
年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあったはこだてキッズプラザの託児施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的			
使用予定期間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
対象児童	氏名	生年月日	申請者 との続柄
迎えに来る方	氏名	対象児童 との続柄	電話番号

- 注 1 迎えに来る際には、この許可書のほか、運転免許証、健康保険証その他の本人であることを証する書類を提示してください。
- 2 使用予定期間の満了時まで迎えに来ることができなくなったときは、必ずはこだてキッズプラザに連絡してください。

別記第3号様式（第4条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあったはこだてキッズプラザの託児施設の使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第7条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者 氏名
電話 局 番

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用予定期間	年 月 日 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
減免を受けよう とする期間	年 月 日 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
使用料の額	円
減免を受けよう とする金額	円
減免を受けよう とする理由	

別記第5号様式（第7条関係）

はこだてキッズプラザ託児施設使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

(1) 減免前の使用料の額 円

(2) 減免する金額 円

(3) 減免後の使用料の額 円

(4) 減免する期間

年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分ま

で

2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載した文書を添付すること。）